

お取引先各位

SUZUKI

お取引先様 CSRガイドライン

2016年9月

スズキ株式会社

【目次】

	ページ
1. はじめに	1
2. スズキのCSR	2～3
(2-1.) 基本理念	
(2-2.) スズキのCSR基本方針	
3. スズキの購買方針	4
(3-1.) 3つの基本方針	
4. お取引先様CSRガイドライン	5～7
(4-1.) 安全・品質	
(4-2.) 人権・労働	
(4-3.) 環境	
(4-4.) 法令等の遵守(コンプライアンス)	
(4-5.) 情報開示	
5. お取引先様へのお願い	8

1. はじめに

私どもスズキは1920年の創立以来、お客様の立場になった「価値ある製品づくり」を目指すと共に、全社一丸となって、あらゆる面で「小さく・少なく・軽く・短く・美しく」を徹底し、ムダのない効率的な健全経営に取り組んで参りました。

2020年に当社は創立100周年を迎えます。2015年には「新中期経営計画 SUZUKI NEXT100」を策定し、来たるべき次の100年も成長し続けるため、ものづくりの基盤整備を行い、経営基盤を盤石なものとし、企業価値の向上を図るための活動に取り組んでおります。

企業は社会の中で、お客様の安全や環境保全への配慮、法令・社会規範の遵守を尊重し、各ステークホルダー（利害関係者）と良好な関係を保ちながら事業活動を行う使命を負っており、当社はこれらの社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を果たすべく努力して参りました。

とりわけビジネスパートナーであるお取引先様とは、価値観や目的を共有し、理念と原則に則った購買活動を行うことで信頼関係を築き、良好な関係を維持し、社会からの信頼を得ております。

一方、事業活動のグローバル展開に伴い、当社でもステークホルダーの多国籍化、多様化が進んでおり、各国の法令・社会規範に従うことはもとより、文化、歴史に配慮して社会的責任を果たすことへの期待が高まって参りました。

当社は世界中のお取引先様との共存共栄を第一義としながら、各ステークホルダーとの相互理解を深め、信頼関係強化を図り、その責任を果たす所存でございます。

今般、当社ではかかる社会的な要請を踏まえて、お取引先様と共に果たすべき社会的責任の基本的な考え方、実践すべき事柄を「お取引先様 CSR ガイドライン」としてまとめました。お取引先様におかれましては是非趣旨をご理解頂き、当社と一体の CSR 活動を進めて頂きますようお願い申し上げます。

また、皆様のお取引先様に対しても同様に CSR 活動を展開し、推進して頂きたく併せてお願い申し上げます。

2016年9月
スズキ株式会社
購買本部長 常務役員
綾部 和彦

2. スズキのCSR

CSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)とは、お客様やお取引先様などのステークホルダー(利害関係者)との相互理解・信頼関係をもとに、企業の成長を維持し、社会の持続的な発展を可能にしていくための自発的活動のことです。スズキでは、全社を挙げてこの取り組みを進めています。

2-1. 基本理念

スズキは、従業員一人ひとりが「スズキグループ行動指針」に沿って行動し、お客様、お取引先様、株主、地域社会から信頼され、国際社会で貢献できる企業を目指しています。

『スズキグループ行動指針』(2016年4月12日制定)

注)以下は内容を一部要約したものです。

1. 価値ある製品・サービスの実現

お客様の期待を超える製品とサービスを提供します。

2. 品質への取り組み

お客様の安全・安心を最優先に考えて製品の開発・生産を行い、アフターサービスを提供します。

品質問題が発生した場合は、お客様の声に真摯に耳を傾け、迅速に対策を講じるよう全力を尽くします。

3. 人権の尊重

各国・各地域の法令を踏まえ、人権に関する様々な国際規範を理解し、基本的人権を尊重します。

4. 労働安全・交通安全

職場環境を整備し、安全な職場づくりに努めます。また、労働災害を発生させないための安全教育を徹底します。

5. 改善活動の推進と仕事の基本ルール遵守

従業員による職場改善のための創意工夫を奨励し、改善提案を評価・横展開して、グループ全体の発展に繋がります。

6. 法令等の遵守(コンプライアンス)

独占禁止法やその他の商取引に関する法令、社会規範が国や地域で異なることを認識し、従業員の教育を徹底します。

7. 環境活動

「スズキ地球環境憲章」※に則り、地球環境の保全に取り組みます。

8. 反社会的勢力との関係の遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切遮断することを徹底します。

2-2. スズキのCSR基本方針（各ステークホルダーに対する取り組み）

● お客様の満足のために

人びとの暮らしに役立ち、心を満たす真の「価値」ある製品づくりのため、時代の足音に耳を傾け、人の心に寄り添いながら、技術と真心をもって挑み続けます。

また、迅速で確実、気持ち良い販売・アフターサービス活動を心がけ、お客様の満足のためにベストを尽くします。

● お取引先様との共存共栄を目指して

「価値ある製品づくり」のために、お取引先様と対等な立場で相互に協力し、信頼関係を構築するとともに、パートナーとして共に繁栄できる関係を構築します。

● 従業員が働きやすく、働きがいのある職場づくり

従業員が自己の向上につとめ、常に意欲的に前進することができるよう、

- ① 安全でかつ健康に働ける健全な職場づくり
- ② 高い目標に挑戦する人材を評価・支援する制度づくり
- ③ 良好で安定した労使関係づくり

————— に取り組みます。

● 企業価値の向上を目指して

迅速かつ適切、公平な情報開示を推進していくとともに、企業価値の向上のための取り組みに努めます。

● 地球環境保全への取り組み

地球環境保全への取り組みは、経営上の最重要課題であることを認識し、持続的発展が可能な社会の実現に向けて「スズキ地球環境憲章」※に基づき、全ての事業活動及び製品における環境保全を推進します。

● 地域に愛される企業を目指して

積極的な地域社会とのコミュニケーション活動や社会貢献活動により、地域の一員としての責務を果たし、地域社会の発展に貢献します。

※スズキ地球環境憲章

スズキは、グループ全体の環境への取り組みの基本となる考え方として、2002年3月に「スズキ地球環境憲章」を制定しました。

スズキ地球環境憲章

【環境理念】
美しい地球と豊かな社会を次の世代に引き継いで行くために、一人ひとりの行動が地球の未来を左右する大きな力を持つことを自覚し、地球環境保全に取り組んでいきます。

【環境基本方針】

- 環境法規を遵守し、自主基準の運用を推進します。
- 事業活動及び製品の環境負荷を積極的に低減します。
- 環境管理体制を整備し、継続的に改善していきます。
- 環境コミュニケーションを積極的に推進します。

3. スズキの購買方針

スズキは、「消費者の立場になって価値ある製品を作ろう」を社是の第一に掲げ、社会に貢献したいと考えています。「価値ある製品・サービスの実現」のために、以下の3つの基本方針に基づき、購買活動を展開しています。

またスズキは、企業規模や取引実績の有無、国籍・地域を問わず、あらゆる企業に対して広く取引参入機会の門戸を開いています。

3-1. 3つの基本方針

1) グローバル購買

スズキは世界中の生産拠点と連携し、グローバルでの最適調達を進めます。これまでの生産拠点毎の活動からグローバルでの活動に軸足を移し、世界中から競争力ある価格で部品、原材料を調達して供給します。

2) 集中購買

スズキはコスト低減を図るため、セグメント、機種、工場等々による集中購買を行っています。また部品の共通化、仕様の統合等、様々な切り口で一層のコスト低減を実現します。

3) 開発購買

スズキは製品開発の初期段階からお取引先様と共同開発を行うことでコスト低減に努めています。また、開発ステージ毎でコストを明確にする等、管理を徹底して、新製品の量産開始前までにコストを作り込み、目標原価を達成するよう取り組んでいます。

これらの方針は、単にスズキにとってのメリットの追求だけではなく、パートナーであるお取引先様にとっても「量」を背景にした安定取引や技術的な蓄積等の様々なメリットが生じ、これらを共有することで双方の信頼関係の構築につながります。

4. お取引先様CSRガイドライン

事業のグローバル展開に伴い、考慮しなければならない事項は増大しています。お取引先様にはCSRをご理解頂くとともに、このガイドラインを踏まえた企業活動によってその社会的責任を果たして頂きますようお願い致します。

4-1. 安全・品質

- **お客様のニーズに応える製品・サービスの提供**
お客様のニーズを把握して、社会的に有用な製品※を開発・提供する。
※社会的に有用な製品:例えば、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは、省エネ、省資源、環境保全など地球に優しい製品
- **製品・サービスに関する適切な情報の提供**
製品・サービスに関する適切な情報をお客様に提供する。
- **製品・サービスの安全確保**
各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。
- **製品・サービスの品質確保**
品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

4-2. 人権・労働

- **差別撤廃**
あらゆる雇用の場面※において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。
※応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰など
- **人権尊重**
人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメント※を許さない。
※セクハラ(性的嫌がらせ)、パワハラ(暴言による嫌がらせや威圧的行為)、虐待、体罰といった非人道的な扱いを指す。
- **児童労働の禁止**
各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。
- **強制労働の禁止**
全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。

- **人権侵害などの原因となる紛争鉱物※の不使用**
 人権侵害などの原因となる紛争鉱物を原材料に使用しないことを目指し、状況の把握と適切な対応に努める。
 ※紛争地域において武装勢力の資金源に供される鉱物など
- **賃金**
 最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。
- **労働時間**
 従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。
- **従業員との対話・協議**
 従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。
 従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認める。
- **安全・健康な労働環境**
 従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

4-3. 環境

- **環境マネジメント**
 幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の法令を遵守するとともに、全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。
- **温室効果ガスの排出削減**
 地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動を推進する。ならびにエネルギーの有効活用に取り組む。
- **大気・水・土壌等の環境汚染防止**
 大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。
- **省資源・廃棄物の削減**
 廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。
- **化学物質の管理**
 (詳細は具体的な活動事項を定めた「スズキグリーン調達ガイドライン」を参照)
 環境汚染の可能性のある化学物質の安全な管理を行う。
 製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国・地域において含有しない。
 製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量を把握し、行政への報告を行う。
 尚、スズキより化学物質に関する情報提供の依頼を受けた場合は、スズキへの報告を行う。

4-4. 法令の遵守(コンプライアンス)

- **法令の遵守**

各国・地域の法令を遵守する。

法令遵守徹底のための、方針や体制、行動指針、通報制度、教育等の仕組みを整備し、実施する。

- **競争法の遵守**

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合など)、不公正な取引方法、優越的地位の乱用などの行為を行わない。

- **腐敗の防止**

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。

不当な利益、優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待、贈答、金銭の授受・供与は行わない。

- **反社会的勢力※との関係の遮断**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切遮断する。

※暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人を指す。

- **機密情報の管理・保護**

お客様、第三者、自社従業員の個人情報、及びお客様、第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

- **輸出取引管理**

各国・地域の法令などで規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

- **知的財産の保護**

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手、使用、権利侵害を行わない。

4-5. 情報開示

- **ステークホルダー(利害関係者)への情報開示**

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

5. お取引先様へのお願い

自動車産業のサプライチェーンは多階層に及んでおり、安全・人権・環境問題や法令等の遵守違反があらゆる階層や製造プロセスで発生する可能性があります。

貴社におかれましては、社内の体制整備とともに、貴社のサプライチェーンに対してCSRガイドラインを周知徹底して頂きますようお願い致します。

■お願いしたきこと

① 遵法精神の醸成

法令等遵守のための社内体制整備の推進とコーポレートガバナンスや内部統制に基づく“違反が発生しない社風づくり”の推進をお願いします。

② サプライチェーンへの周知徹底

法令違反を繰り返し、改善の見込みがないお取引先様とは取引は行わないことを前提に、貴社サプライチェーン全体に対する貴社の方針やCSRガイドラインの周知徹底にご協力下さい。

③ 法令等の遵守違反発生時の措置

万が一、皆様の事業活動において当社への影響、あるいは社会的な影響が見込まれる事項で法令等の遵守違反が発生した場合は、当社への即時報告とともに原因調査及びその結果報告をお願いします。また、併せて再発防止策の提出もお願いします。



スズキ株式会社
購買本部
2016年9月発行